

## なごみの郷通所介護事業所運営規程

### (事業の目的)

社会福祉法人正仁会が、運営するなごみの郷通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業と指定1日型デイサービス事業及び指定短時間型デイサービス事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要介護状態等にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供し、要支援状態等にある高齢者、または事業対象者に対し、適正な指定1日型デイサービス及び指定短時間型デイサービス（以下「指定1日型デイサービス等」という。）を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

- 第2条 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護状態にある高齢者に対して、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 2 指定1日型デイサービスにあつては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、または向上を目指すものとする。
  - 3 指定短時間型デイサービスにあつては、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な機能訓練を中心とした支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、または向上を目指すものとする。
  - 4 事業の実施にあつては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、他のサービス事業者、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
  - 5 指定1日型デイサービス等にあつては「広島市介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の基準に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 なごみの郷通所介護事業所
- (2)所在地 広島市安佐北区落合南町 196 番 1
- (3)電話・ファックス (082) 841-1333・(082) 841-1336

### (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 1 指定一日型デイサービス事業の事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 看護職員 1名以上

看護職員は、検温、血圧測定等を行うほか、利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく看護を行う。

- (3) 機能訓練指導員 1名以上  
機能訓練員は、日常を営むのに必要な機能を改善し、また、その減退を防止するための訓練を行う。
- (4) 管理栄養士 1名  
利用者に提供する食事の管理、利用者に栄養指導を行う。
- (5) 歯科衛生士 1名  
利用者に口腔ケアの指導を行う。
- (6) 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行う。
- (7) 介護職員 7名以上  
介護職員は、利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく介護を行う。

2 指定短時間型デイサービス事業の事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を行う。
- (2) 機能訓練指導員 1名以上  
機能訓練員は、日常を営むのに必要な機能を改善し、また、その減退を防止するための訓練を行う。
- (3) 管理栄養士 1名  
利用者に提供する食事の管理、利用者に栄養指導を行う。
- (4) 歯科衛生士 1名  
利用者に口腔ケアの指導を行う。
- (5) 介護職員 1名以上  
介護職員は、利用者の居宅サービス計画及び通所介護計画に基づく介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までと祝日とする。  
ただし、1月1日～1月3日は、休業とする。
- (2) 営業時間  
午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間
  - ① 指定通所介護  
午前8時30分から午後5時30分までとする。また、延長サービスを行う時間は午前7時30分から午前8時30分、午後5時30分から午後9時30分の5時間とする。
  - ② 指定1日型デイサービス  
午前8時30分から午後5時30分までとする。
  - ③ 指定短時間型デイサービス  
午前9時15分から午後11時30分までとする。

(4) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(利用定員)

第 6 条 利用定員は、次のとおりとする。ただし、災害そのほか止むを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

- (1) 指定通所介護と指定 1 日型デイサービス 42 名
- (2) 指定短時間型デイサービス 13 名

(提供するサービスの内容の内容と利用料等)

第 7 条 指定通所介護と指定 1 日型デイサービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 生活指導、相談援助
  - (2) 健康チェック
  - (3) 機能訓練
  - (4) 食事の提供
  - (5) 入浴介助
  - (6) 送迎
- 2 指定短時間型デイサービスの内容は、次のとおりとする。
- (1) 生活指導、相談援助
  - (2) 健康チェック
  - (3) 機能訓練
  - (4) 送迎
- 3 指定通所介護の提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定 1 日型デイサービス等を提供した場合の利用料の額は市長が定める基準によるものとする。また、当該指定通所介護と当該指定 1 日型デイサービス等が法定代理受領サービスである時は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 4 通常の事業実施地域を越えて行う指定通所介護及び指定 1 日型デイサービス等の送迎に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程 1 キロメートル当り 30 円を実費として徴収する。
- 5 給食サービスを受給する利用者には、食費として、1 食あたり 600 円を徴収する。
- 6 4 項及び 5 項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施地域は、広島市安佐北区、安佐南区、東区とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 9 条 事業者は、利用者から利用日の前日 18:00 までに申し出がなく、それ以降に利用の中止の申し出をした場合、キャンセル料として当日の食費 600 円を徴収する。

- 2 利用者は、事業利用中の食事は、特段の事情がない限り事業者が提供する食事を摂取する。
- 3 喫煙は事業所内の所定の場所で行う。
- 4 通所介護利用中は禁酒とする。
- 5 事業者は、事業所内での利用者の次の行為を禁止とする。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(緊急時等における対応方法)

第 10 条 事業所の従業者は、事業の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 11 条 事業所は、サービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、顛末記録、再発防止対策に努める。

- 2 事業所は、サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償をする。ただし、事業所及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第 12 条 事業者は、消防計画等の防災計画に基づき、年 2 回以上避難・救出訓練を行う。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第 13 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発及び普及するための従業者に対する研修の実施
- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 通所介護事業は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、同意を得ることとする。
- 5 事業所は、個人情報の保護に係る規程を公表する。
- 6 事業所は、指定通所介護及び指定 1 日型デイサービス等に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 正仁会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

【附 則】

この規程は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

平成 17 年 10 月 1 日（一部改正）

平成 18 年 4 月 1 日（一部改正）

平成 20 年 2 月 1 日（一部改定）

平成 22 年 2 月 1 日（一部改定）

平成 23 年 10 月 1 日（一部改定）

平成 24 年 4 月 1 日（一部改定）

平成 25 年 1 月 11 日（一部改定）

平成 25 年 12 月 1 日（一部改定）

平成 26 年 3 月 1 日（一部改定）

平成 27 年 4 月 1 日（一部改定）

平成 28 年 7 月 1 日（一部改定）

平成 29 年 8 月 1 日（一部改定）

令和元年 10 月 1 日（一部改定）

令和 5 年 6 月 1 日（一部改定）